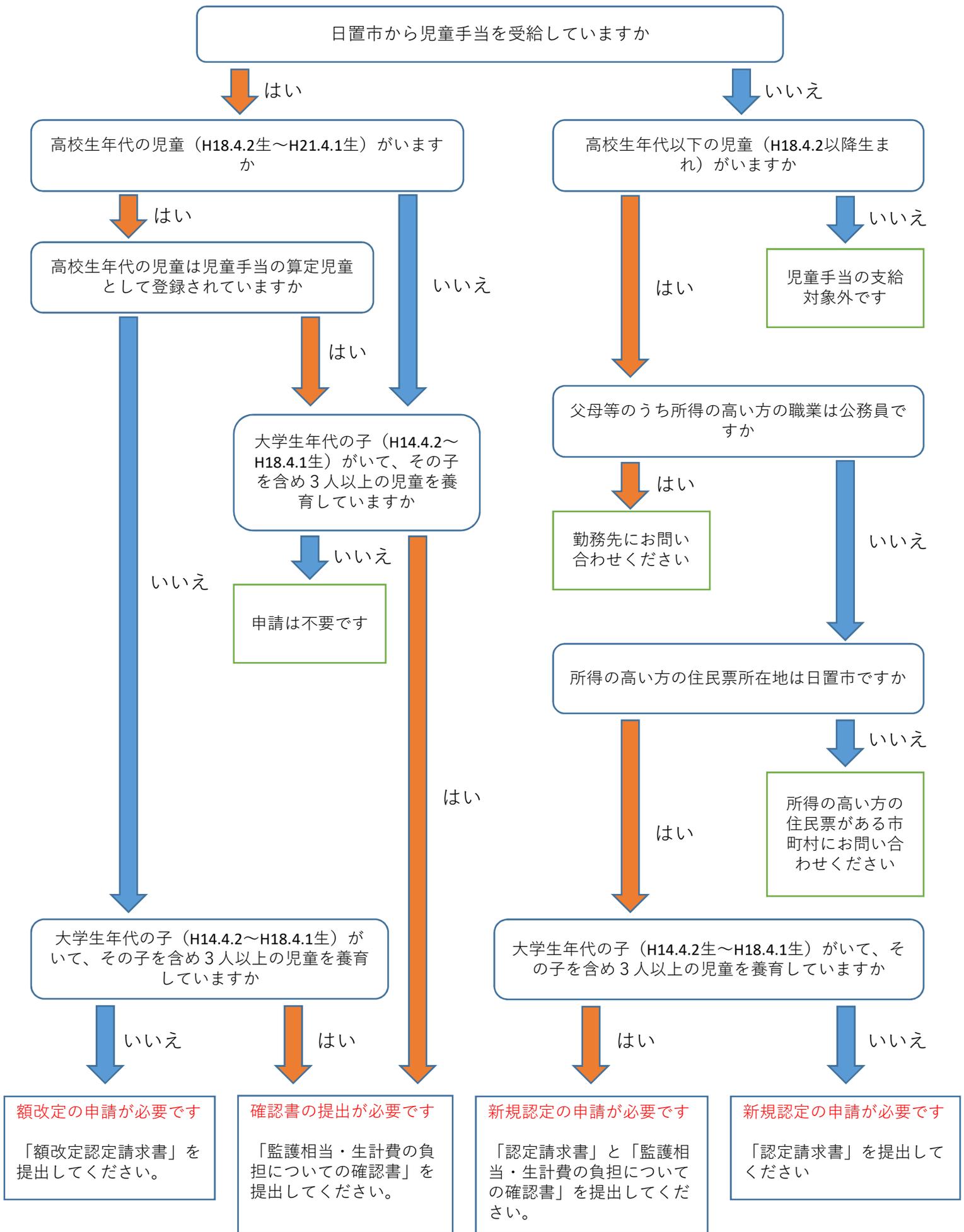


児童手当制度改正 申請要否確認フローチャート



※算定児童とは、児童手当の支給対象ではないが、児童数にカウントする児童のことをいいます。制度改正前は高校生年代が対象となっています。出生や転入した時点から児童と同一世帯であれば算定児童として登録されています。算定児童として登録されているか確認をしたい場合は、日置市役所こども未来課子育て支援係 (TEL 099-201-3421) までお問い合わせください。